

令和7年6月24日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1-1

令和7年6月24日～令和7年8月23日（2ヶ月）

地域1（北海道支社が所掌する区域）、地域2（東北支社が所掌する区域）、

地域3（関東支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である新明和工業（株）は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式P.S設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第3号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。）。	発生地域及び影響を受けた地域について当該認定をした日から2月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上